

平成 2 9 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日)

平成29年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成29年11月20日（月）

○告示年月日 平成29年11月27日（月）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 平成29年11月27日（月） 午後1時54分

○閉 会 平成29年11月27日（月） 午後4時35分

○出席議員（14名）

1番	山本和延	2番	尾崎輝雄
3番	西岡政治	4番	酒井弘一
5番	大倉博	6番	小西啓
7番	宮崎睦子	8番	佐々木雅彦
9番	吉岡克弘	10番	杉岡義信
11番	岡田勇	12番	廣尾正男
13番	杉浦正省	14番	高味孝之

○会議録署名議員

3番	西岡政治	4番	酒井弘一
----	------	----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木村要	理事（木津川市長）	河井規子
理事（笠置町長）	西村典夫	理事（和束町長）	堀忠雄
理事（南山城村長）	手仲圓容		
会計管理者（精華町会計管理者）	俵谷浩二		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 同意第 3 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について
- 第 5 認定第 1 号 平成 28 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第 2 号 平成 28 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 6 号 相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例に
ついて

平成 29 年第 2 回 相楽郡広域事務組合議会定例会

平成 29 年 11 月 27 日（月）

大谷処理場 会議室

（午後 1 時 55 分 開会）

○議長 定足数に達しておりますので、これより、平成 29 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申し出がありますので、議長において、これを許可いたします。

なお、広報用として写真撮影を許可していますので、御了承お願いいたします。

また、議員の皆様には、各市町村議会での活動など公私極めて多用の中、御出席賜り厚く御礼申し上げます。また、日ごろから議会運営に御理解、御協力をいただきましたことを、高席からではございますが、重ねて御礼申し上げます。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 議員の皆様、こんにちは。本日は、平成 29 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも極めて御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。平素は、当組合の運営に何かと御理解、御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので、平成 29 年も残すところ、1 カ月余りとなりました。地方自治体を取り巻く状況は、少子・高齢化、情報化等の社会経済状況の著しい変化などによりまして、依然として厳しい財政状況でございます。我が国の景気は企業の生産活動は持ち直し一方、家計部門は弱い動きとなっているとの景気分析がなされております。国における、平成 30 年度概算要求は 97 兆円を超える要求額であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」を踏まえまして、引き続き、経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組むとの基本的な方針が示されております。

現在、各市町村におきましても、平成 30 年度予算編成に向けての取り組みがなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が出るよう、予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか。このことも非常に重要な問題でございます。

今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解、御協力を賜りますように、

お願いを申し上げます。

それでは、ここで、平成29年度における本組合の主な取り組みにつきまして、5点の報告をさせていただきます。

平成29年度におきましては、一般会計では3億5,600万円、特別会計では1,705万円の予算で各種の事業を進めております。

1点目でございますが、一般会計では、本組合のメイン事業であります、し尿処理業務であります。平成29年度上半期の搬入量は、し尿は前年比9%減少、浄化槽汚泥は1.9%増加しておりますが、全体では約2.6%の減少となっており、今後も下水道の普及に伴います関係で減少していくことが予想されます。

大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴います一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる、「合特法」の趣旨を踏まえました措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございます。放流水質は、法令の基準を満たしており、安定した運転がなされているとともに、本年度計画いたしました修繕工事も全て完了しております。

また、平成26年度に策定しました施設整備構想の実現に向け、平成27年度には廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、生活排水処理基本計画を策定し、今後の大谷処理場施設整備の処理規模を設定したところでございます。

平成28年度には、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化等を図ることを目的とする大谷処理場長寿命化総合計画を策定いたしました。

本年度は、し尿処理施設基幹的設備改良事業を循環型社会形成推進交付金事業として実施するにあたり、手続上必要な生活排水処理に関する循環型社会形成推進地域計画を策定するとともに、既存のし尿処理施設につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づく精密機能検査を実施しております。なお、循環型社会形成推進地域計画（案）につきましては、後ほど、行政報告させていただきます。

2点目は、相楽消費生活センターについてであります。センターでは、消費生活相談員によります相談業務を初め、消費生活講座や地域に出向き啓発を行う消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。

平成29年度上半期の相談件数は262件で、1日平均2.1件、前年度比で29件、10%の減少となりました。相談内容は、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、一番多い相談は、スマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で42件、続いて、外壁塗装工事やリフォーム関係で15件、保険サービスなど役務その他関係で11件となっております。

次に、消費者教育及び啓発事業として、消費生活講座を9月から10月にかけて5回開催し、延べ92人の参加があり、消費生活出前講座は、老人クラブや地域のサロンなどに御利用いただき、本年度3月までに11回、258人を対象に実施を予定しております。

5月の消費者月間に合わせまして、各市町村、京都府山城広域振興局、木津警察署、くらしの安心推進員と連携して消費者啓発事業を5月23日から31日にかけて実施し、消費者啓発のためのチラシ、ポケットティッシュを1,390部配布しました。参加者は延べ32人でした。

次に、本年度から新たに、「高齢者見守りネットワーク及び小・中学校への消費者教育」に取り組んでおります。高齢者見守りネットワークの構築支援を行うこととして、各市町村福祉部局等への説明を行いました。また、市町教育委員会には、小・中学校における消費者教育の実施に向けて協議を行い、相楽管内の中学校10校を訪問し、消費者教育についての意見交換を行いました。

いずれも平成30年度からの本格的な実施に向けて、一定の成果が見られました。

次に、京都府と構成市町村等との共催により、山城地域消費生活リレー講座を2回開催しました。

7月1日に、笠置いこいの館前ゲートボール場で、「食品に含まれるビタミンCを測ってみよう」、「カルタづくりに参加しよう!」のテーマで開催をいたしました。7月22日には、和束町てらす和豆香で、「エシカル消費とは」、「お茶とエシカル消費（お茶の地産地消について）」、「茶香服で学ぶ地産地消」というテーマで、19人参加のもと開催しました。

これら、消費生活センター事業の大部分は、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用しておりますが、6月13日に801万2,000円の交付決定を受け、実施しております。

3点目は、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。平成29年度上半期の受診者数は311人で、1日平均9.1人、前年度比で27件、9.5%の増加となりました。

4点目は、相楽会館の状況であります。御承知のとおり、貸し室は大ホールのみで、上半期の実績で10件、942人の利用で、前年度比で1件、78人の増加となりました。

5点目でございますが、特別会計の、ふるさと市町村圏振興事業では、次期ふるさと市町村圏計画の策定につきまして、平成30年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とした第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画を、市町村企画担当課長で構成されます広域圏幹事会で検討し、理事会での協議を経て、現在、中間案を取りまとめたところで

あり、後ほど、行政報告させていただきます。また、ホームページにより、本組合が保有します情報の発信をしております。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてなど4件でございます。

十分、御審議をいただき、原案のとおり、それぞれ同意・認定・可決賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

3番、西岡政治議員、4番、酒井弘一議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月2日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、それに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

行政報告を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。代表理事にかわりまして、私のほうから、行政報告を2件申し上げます。

まず、相楽地域循環型社会形成推進地域計画（案）について、その概要を報告いたします。

大谷処理場の基幹的設備改良事業の実施にあたりましては、循環型社会形成推進交付金を活用することにより、経済的な施設整備事業とすることが可能です。交付金を活用するためには、循環型社会形成推進地域計画の策定が必要となります。この地域計画に、基幹的設備改良工事及び工事実施に当たって必要となる諸計画の策定支援業務を盛り込むことによりまして、これらが全て交付対象事業となります。地域計画の作成にあたりましては、し尿等の処理を共同で実施していることから、組合構成市町村の全域を対象とした地域計画の策定が求められております。そのため、浄化槽設置整備事業に本交付

金を活用されます市町村においては、本地域計画に盛り込むこととなっております。

それでは、1 ページをごらんください。1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項についてですが、(1) 対象地域として、本組合の構成市町村全域としております。(2) 計画期間といたしましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年としています。(3) 基本的な方向といたしまして、下水道と合併処理浄化槽の整備促進及び大谷処理場の延命化について記載しております。

2 ページをごらんください。2. 循環型社会形成推進のための現状と目標といたしまして、生活排水処理の現状として平成28年度の状況を示しております。

また、3 ページでは、生活排水処理の目標を「汚水衛生処理率の向上を目指し、下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、し尿処理施設の効率的な整備等を進めていくものとする。」といたしております。将来の処理形態別人口の目標値を示しております。今後、下水道人口は増加し、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽及びし尿くみ取り人口を減少させるものとしております。

4 ページ下段には、3. 施策の内容といたしまして、生活排水対策に係る広報、啓発活動について記載しております。

5 ページには、中段に、今後の処理体制の要点といたしまして、市街地における公共下水道の整備促進とそれ以外の地域における合併処理浄化槽の整備促進をするものとしたしております。また、大谷処理場の基幹的設備改良事業による施設の延命化とCO₂排出量の削減を推進するものとしたしております。

下段には、(3) 処理施設等の整備といたしまして、大谷処理場の基幹的設備改良事業と精華町を除きます、市町村の合併処理浄化槽の整備について記載しております。

6 ページ、(4) 施設整備に関する計画支援事業には、大谷処理場の基幹的設備改良事業に伴い必要となります発注仕様書の作成及び生活環境影響調査について記載しております。

また、4. 計画のフォローアップと事後評価といたしまして、本計画のフォローアップと7 ページには、計画期間終了後の事後評価を行う旨、記載しております。

8 ページ以降には、本計画の策定に当たって求められる各種様式と資料を添付しております。

9 ページには、様式1で、地域の概要と対象となる一般廃棄物処理施設の現況と更新等についての表です。大谷処理場の基幹改良事業については、施設竣工予定年月を平成33年3月といたしております。

10 ページには、様式1の続きですが、4といたしまして、生活排水処理の現状と目標を示しております。5には、今回浄化槽に係ります交付金を要望されます市町村の合併処理浄化槽の整備状況についてまとめてございます。

11ページには、様式2といたしまして、交付金事業の実施計画総括表を添付しており、この中で、浄化槽設置整備事業を含めました各年度の総事業費並びに交付対象事業費について整理しております。大谷処理場の改良事業としまして、総事業費8億4,000万円、交付対象事業費約5億1,000万円を見込んでおります。その他、計画支援事業費といたしまして、約3,000万円を計上しております。原則として、本表をもとに各年度の交付金を要望していくこととなります。

12ページには、様式3といたしまして、施策の一覧を添付しており計画期間内のスケジュールが示されております。

13ページには、参考資料、様式5といたしまして、大谷処理場の改良事業の概要を示しており、施設の延命化と20%以上CO₂排出量削減について明記しております。

14ページから17ページにかけましては、各市町村から提供いただきました資料をもとに、浄化槽設置整備事業に係る各市町村ごとの事業概要を示させていただいております。

18ページには、参考資料、様式7といたしまして、計画支援事業の概要をまとめてございます。

発注仕様書の作成等の業務委託費は1,200万円、生活環境影響調査業務、いわゆる、アセスメントですが、業務につきましては、1,890万円を予定しております。生活環境影響調査につきましては、現在、内容につきまして、京都府と協議中でございます。

19ページ以降は、添付資料1といたしまして対象地域図、添付資料2として汚水衛生処理率と人口のトレンドグラフ、それから、添付資料3といたしまして、現有施設の位置、添付資料4といたしまして、現有施設の概要、添付資料5といたしまして各市町村におけます浄化槽設置整備の区域図を添付させていただいております。

最後に、本地域計画（案）につきましては、現在、京都府を通じまして、国と調整中でありまして、最終的な提出につきましては、通知が来ておりまして、12月20日でございます。おおむね了承をいただいておりますので、正式な承認通知につきましては、来年度となりますが、交付金の要望につきましては、国から平成30年度要望額調査が来ておりまして、本計画案に基づいて回答しております。最終的な要望額調査は、年明けとなる予定でございますが、交付金の内示は国の予算編成が順調であれば、年度末または年明け早々になるというふうに考えておりまして、内示後、交付申請を行いまして、事業着手をしていきたいとこのように考えております。

地域計画（案）の説明は以上のとおりでございます。

続きまして、「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画（中間案）について」その概要を報告させていただきます。

相楽郡広域事務組合では、これまで、ふるさと市町村圏計画を策定しまして、相楽圏域の均衡ある発展と個性豊かで魅力あるまちづくりに向けて取り組んできたところでございます。

このたび、現計画であります「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」（平成20年度から平成29年度）の計画期間の満了を控え、平成30年度から始まる、第3次計画の策定に向けまして、広域圏幹事会及び理事会において検討を進めてまいりました。その結果、「今後ともふるさと市町村圏振興事業を実施していくこと」を確認をいたしまして、幹事会で素案を作成し、京都府自治振興課とも事前協議を行い、理事会でも検討を進めてまいりまして、このほど中間案を取りまとめました。

それでは、内容の説明をいたしますので、表紙をおめくりください。

計画の構成（目次）でございます。本計画は2章立てとしておりまして、第1章は「圏域づくりの基本的な考え方」、第2章は「圏域づくりに向けた取り組み」としてまいります。

1ページをごらんください。第1章、圏域づくりの基本的な考え方、1. 計画の策定に当たって、（1）計画策定の背景と趣旨でございます。

まず、第2次計画策定後の経緯でございますが、平成19年3月に木津川市が誕生しましたことを受けまして、第1次計画を2年延長し、12か年計画といたし、平成20年5月に組合議会の議決を経まして、第2次計画を策定いたしましたところでございます。

しかしながら、国におきましては、平成21年3月31日をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されましたものの、本圏域といたしましては、引き続き、ふるさと市町村圏事業を推進していくことを確認いたしまして、これまで各種事業を推進してまいりました。その結果、広域行政の成果といたしましては、平成22年3月に相楽消費生活センターを、平成24年6月に相楽休日応急診療所をそれぞれ相楽会館内に開設し、本組合の共同処理事務として取り組んできたところでございます。

また、現在、全国的に地方創生の取り組みがなされており、本圏域におきましても、5市町村が連携し、自律した社会を実現していくこと、今後、圏域が抱える共通した課題の解決や、関西文化学術研究都市の波及効果を圏域全体にもたらすことなど、広域的な視点に立った、より効率的な行政体制の構築を図っていくことが求められます。

本計画は、第2次計画の成果を受け継ぎ、構成市町村の協働のもとに、よりよい圏域づくりを進めていくための指針として策定するものでございます。

2ページをごらんください。（2）計画の位置づけでございます。ふるさと市町村圏推進要綱及び広域行政圏計画策定要綱、この両要綱が廃止となりましても、本圏域では、今後とも圏域の枠組みを堅持しながら、圏域が一体となって取り組むべき方向性を示し

た事業の推進を図ることが必要であるため、本組合理約に定められた共同処理事業を中心に、構成市町村との連携・協調により推進していくものとしております。

(3) 計画の期間でございますが、平成30年度から平成34年度までの5カ年としております。

(4) 計画の対象区域でございますが、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の1市3町1村としております。

次に、2. 圏域の将来像、(1) 圏域づくりの目標と視点でございますが、第2次計画の理念を継承し、構成市町村のそれぞれが持つ地域特性を十分に生かし、密接な連携を保ちながら、各種機能を分担し、圏域全体の総合的かつ一体的な発展を目指していくものとしております。

これを圏域づくりの方向として考えてみますと、「圏域に住むすべての人が誇りをもって、いきいきと自分らしく、安心して暮らせるふるさとをつくること」、これが、本圏域を上げた目標でありまして、次の三つの視点(いかす・つなぐ・つくる)を重視し、圏域づくりに努めていくものでございます。

3ページをお願いします。「いかす」「つなぐ」「つくる」という第2次計画の理念を踏襲した圏域づくりを進めていく三つの柱を記載しております。

(2) 圏域の将来像につきましても、第1次・第2次計画の目標・基本概念を受け継ぎ、圏域として力を合わせて実現を目指すべき将来像を「人と文化の交差点相楽」と定めるものでございます。

(3) 人口の見通しにつきましては、平成34年における圏域全体の人口については、構成市町村ごとに近年の人口変化をもとに推計した結果、おおむね12万7,000人程度と想定しております。市町村別の内訳につきましては、表のとおりでございます。

4ページをごらんください。3. 圏域づくりの方向性(施策の大綱)といたしまして、二つの柱としておりまして、まず、(1) 定住性を高める暮らしの安心づくり、次に、(2) 交流と連携を強める基盤づくりでございます。

この二つの柱に、具体的な内容をそれぞれ主な施策の方向、主な推進施策・事業として整理を図ったものでございまして、この内容は、本組合の共同処理事務や構成市町村におけます施策・事業を記載しているものでございます。

それでは、5ページをごらんください。5ページからは、第2章圏域づくりに向けた取り組みでございまして、一つ目の柱であります、1. 定住性を高める暮らしの安心づくりでございます。(1) 圏域における保健・医療体制の充実、その中に、健康づくり推進と地域医療体制の充実、次に、(2) 安全・安心の圏域づくり、6ページに移っていただきまして、防災・消防・救急体制の充実・強化、そして、地域安全対策の強化、中段には、(3) 地域資源を活かした観光・交流の推進、この中に、圏域の資源を活か

した魅力づくりを、7ページには、観光ネットワークの形成と情報発信、観光・交流推進体制の整備、それぞれ施策の方向として掲げております。

中段には、二つ目の柱、2. 交流と連携を強める基盤づくりでございますが、(1) 文化・学習・スポーツ等の振興に、「文化・学習、スポーツ活動等の振興」を施策の方向として、8ページには、(2) めぐまれた環境の保全と活用といたしまして、自然環境の保全と活用、廃棄物処理対策の推進を施策の方向として掲げております。

以上が、ふるさと市町村圏計画の中間案の説明でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、12月上旬にパブリックコメントを実施いたしまして、住民の皆様の見解等を募集し、平成30年1月の定例の理事会で最終案を取りまとめ、2月の組合議会定例会におきまして、計画案を報告させていただき予定としておりまして、3月に入りますと、印刷製本をいたしまして、住民の皆様に公表していく、このような予定でございます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長 御苦労さまでした。

日程第4、同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、同意第3号を提案させていただきます。同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御提案させていただきます方は、井澤孝子様でございます。生年月日と住所等につきましては、記載のとおりでございます。

平成29年11月27日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。井澤孝子委員の任期が12月26日で満了することから、引き続き、選任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御審議の上、原案のとおり同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されております。11月2日の議会運営委員会でも了承をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、認定第1号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに、代表理事より提案理由の説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、認定第1号から説明を申し上げます。平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案させていただきます。

認定第1号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

平成29年11月27日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。平成28年度一般会計決算の結果は、歳入総額は3億5,561万1,811円となり、その中で主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金が総額の92.5%を占めております。前年度比では8.3%の減となりましたが、その要因は、大谷処理場起債償還に係る処理場更新公債費分の分担金が償還終了に伴いまして減少したものでございます。

また、使用料及び手数料は、全体の4.8%を占めており、前年度比で3.6%の減となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の減に伴います浄化槽汚泥投入手数料の減などでご

ざいます。

次に、府支出金は全体の２％を占めており、前年度比で０．７％の減となりましたが、相談員の研修参加に係る補助率が１０分の１０から２分の１に変更になったことによる減少でございます。

一方、歳出総額は３億５，３４３万６，２０１円となり、中でも衛生費のうち清掃費で８４．２％を占め、前年度比で１．４％の減となりましたが、その要因は、し尿処理搬入量の減少により、し尿収集運搬業務委託料の減少に伴います減などでございます。

また、商工費は全体の２．４％を占めており、前年度比で０．５％の減となりましたが、先の歳入の府支出金において説明いたしました内容と同じ理由によるものでございます。

次に、公債費は、大谷処理場起債償還が平成２７年度で全て終了いたしましたことによるもので、皆減となったものでございます。

歳出予算額に対する執行率は９９．５％になります。

したがいまして、歳入歳出差引額は２１７万５，６１０円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第２号の提案説明を申し上げます。

認定第２号、平成２８年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成２８年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定を求めます。

平成２９年１１月２７日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

平成２８年度の特別会計決算結果は、歳入総額で２，５６０万４２２円となっております。

まず、財産収入は、ふるさと市町村圏振興事業基金７億円の運用益であります、全体の２８．９％を占め、前年度比で２１３．４％の大幅増となり、その要因は、京都銀行の５年の定期預金が満期を迎え、中間利払い率の差額が一括支払いとなったためでございます。

次に、休日応急診療所収入は、全体の６３．９％を占め、前年度比で１２．１％の増となり、その要因は、受診者数の微増によります診療報酬収入が増加したものなどでございます。

次に、繰越金では、全体の７．２％を占めております。

一方、歳出の総額は２，２７５万６，５７７円となり、振興費で、全体の３１．９％を占め、前年度比で２２６．５％の大幅増となり、ふるさと市町村圏振興事業基金運用

益から事業に充当した残額を今後に備えまして、基金積み立てした積立金の増によるものでございます。

次に、休日応急診療費で67.5%を占め、前年度比で6.7%の増となり、受診者数の増加に伴います医薬材料費の増加が主な要因でございます。

歳出予算額に対する執行率は96.4%となりました。

したがいまして、歳入歳出差引額は284万3,845円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成28年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のとおり認定を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わります。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、認定第1号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、認定第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定につきましての2件につきまして、あわせて、補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別にお配りをさせていただいております、「平成28年度、決算に係る主要な施策の成果の説明書」によりまして、説明をさせていただきますので、こちらのほうをごらんください。

それでは、説明書の1ページをお開き願います。1ページについては、1. 決算の総括といたしまして、一般会計と特別会計の決算概況を、第1表、決算総括の状況といたしまして、記載しております。

その中で、決算総額の、前年度との比較につきましては、1ページ最下段の段落にございますとおり、一般会計の歳入が7.6%の減少、歳出も同じく7.6%の減少となっておりまして、大谷処理場建設の起債償還が、前年度で終了したことが大きな要因でございます。

2ページに移っていただきまして、特別会計におきましては、歳入が37.6%の増加、歳出が35.7%の増加となっておりまして、相楽地区ふるさと市町村圏事業基金運用益が増加したことが主な要因となったところでございます。

続きまして、2ページ中ほどからの2. 一般会計の概要でございます。

まず、（１）歳入の概要でございます。第２表、一般会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして、内訳を記載しております。

その状況は、２ページの下段からの説明文にありますとおり、主要なものは、構成比順に、分担金及び負担金、使用料及び手数料、府支出金となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず分担金及び負担金のうち、分担金では、大谷処理場起債償還に係ります大谷処理場更新公債費分の分担金が、償還終了に伴いまして前年度より大きく減少したものでございます。

これに加えて、し尿の収集運搬に係ります負担金では、平成２７年１０月からの手数料改定によりまして増加はあったものの、し尿処理搬入量の減少に伴いまして減少しましたことから、分担金及び負担金全体で、前年度より８．３％の減少となったものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、浄化槽汚泥投入手数料の減少等によりまして、全体で前年度より３．６％の減少となっております。

次に、府支出金につきましては、その全額が相楽消費生活センターに係ります、京都府消費者行政活性化事業費補助金でございますが、補助率の変更に伴いまして、前年度より０．７％の減少となっております。

以上の要因の結果、歳入総額で前年度より７．６％の減少となったものでございます。

続きまして、３ページ中ほどからの（２）歳出の概要でございますが、第３表、一般会計歳出決算の状況といたしまして、歳出科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして、内訳を記載しております。

その状況は、３ページの下段からの説明文にありますとおり、主要なものは、構成比順に、衛生費、総務費、商工費となっております。

前年度との比較におきます要因でございますけれども、まず、衛生費のうち、保健衛生費につきましては、４ページに移っていただきまして、休日応急診療所運営に係ります特別会計繰出金。こちらのほうが受診者数の変動などの要因で、保健衛生費で前年度より増加いたしました。また、清掃費では、し尿処理搬入量の減少によりまして、し尿収集運搬委託料は減少するとともに、平成３３年度を目標年度といたします大谷処理場基幹的設備改良工事の実施に向けた、大谷処理場長寿命化総合計画の策定を初めまして、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬及び処分費が増加となったものと、衛生費全体では前年度より１．２％の減少となったものでございます。

次に、公債費につきましては、歳入の分担金と同様、大谷処理場の起債償還が２７年度で終了しておりますので、減少となりました。

次に、総務費につきましては、事務局体制には変更はなかったものの、公会計支援業務委託料の増加などの要因で、前年度より２．５％の増加となったものでございます。

次に、商工費につきましては、相談員のスキルアップを図るための研修参加の減、並びに、センターの周知のための啓発資材の作成費の増などの要因で、前年度より 0.5% の減少となったものでございます。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より 7.6% 減少になったものでございます。

なお、歳出予算額に対します執行率は 99.5% でありました。

続きまして、4 ページ中ほどからの 3. 特別会計の概要につきまして、説明を申し上げます。

まず、(1) 歳入の概要でございますが、第 4 表、特別会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして内容を記載しております。

その状況は、5 ページの説明文にありますとおり、主要なものは、構成比順に、休日応急診療所収入、財産収入、繰越金となっております。

前年度との比較におきます要因でございますけれども、まず休日応急診療所収入では、休日応急診療所運営に対します一般会計からの繰入金、受診者数の微増によりまして、繰入金で前年度より 5.0% 増加したものであります。これに対しまして、うち診療報酬収入では、年末から年度末にかけて疾病動向に伴います受診者数の増加によりまして増加し、休日診療所収入全体で、前年度より 12.1% の増加となったものでございます。

次に、財産収入につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本分、7 億円の部分には変動ございませんが、平成 29 年 3 月 30 日で 5 年定期の満期を迎えまして、中間利払い率 70% によります利息収入の差額 30% 分が満期日に一括支払いとなりました関係から、213.4% の大幅な増加となったものでございます。

続きまして、5 ページ中ほどからの (2) 歳出の概要でございますが、第 5 表、特別会計歳出決算の状況といたしまして、歳出の項目ごとに前年度との比較を含めまして内訳を記載しております。その状況は、5 ページの下段からの説明文にございますとおり、主要なものは構成比順に、相楽休日応急診療費、振興総務費、事業費となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず休日応急診療費では、疾病動向などに伴います受診者の変動によりまして、医薬材料費、いわゆる、薬代の増加などで、前年度より 6.7% の増加となったものでございます。

次に、振興総務費につきましては、基金運用益の事業充当残額 725 万 5,000 円、これを今後の事業充当等に備えまして、基金積み立てをいたしましたため、前年度より 226.5% の大幅増加となったものでございます。なお、平成 28 年度末における基金の残高でございますが、決算書の 14 ページにも記載しましたが、7 億 1,410 万円となったものでございます。

次に、事業費につきましては、前年度と同額となっております。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より35.7%の増加となりました。

なお、歳出予算額に対します執行率は96.4%でありました。

また、ふるさと市町村圏振興事業の平成28年度実績の概要は、6ページの最後に記載の4事業となっております。

最後に、これまで説明をまいりました、平成28年度決算の概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値などを、この説明書の7ページから10ページに、11ページには各市町村の分担金の一覧表を記載しております。必要に応じまして、ごらんをいただきたいと思います。

また、事業ごとでの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております、諸課題を初め、今後の方向性への考え方などを12ページから27ページにかけまして、記載しておりまして、28ページから57ページまでは資料編という形でつけておりますので、参考にしていただけたらと思っております。

以上、平成28年度一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の意見を求めます。

岡田勇監査委員。

○岡田監査委員 決算審査の監査報告。監査委員の岡田でございます。監査委員を代表して、私のほうから報告をさせていただきます。

既に、皆様のお手元には、平成28年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分お目通しをいただいたものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果について報告を申し上げます。

まず、第1、審査の概要ですが、審査の対象は、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、平成29年10月11日水曜日、午後1時30分から午後3時40分まで行いました。

審査の手續につきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出をされました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的にされているか、などに主眼を置きまして、毎月実施しております月例出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、第2、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に基づき作成しており、決算計数は関係帳簿及び証憑書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、2ページ以降に、1、決算規模、2、基金の運用状況、3、審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

決算審査の報告が終わりました。

ただいまから、3時まで休憩いたします。

(休 憩)

○議長 3時になりましたので、再開をいたします。

これより、質疑を行います。

質疑は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

酒井議員。

○酒井議員 4番の酒井でございます。

2件お願いしたいと思います。

決算書の8ページ。歳入のところなんですが、ちょっと気になりましたので、お聞きしたいと思います。8ページ、一番後ろ、雑入の項目の中で、財務会計ソフトの使用料というのがあります。これは、歳入に上がっておるわけですが、この財務会計ソフトを組合のほうで所有していて、誰かが使用されたもので歳入ということになると思うんですが、めったにないケースやと思うんですが、これについて御説明いただきたいと思います。

もう一点は、この決算書の最後のページです。21ページ。財産調書が出ています。その中で、21ページの物品であります。物品については、普通自動車、軽自動車、レセプトコンピュータと、この3件のみが上がっています。それで見ましたら、取得単価が100万円以上ということで、ただし、車両については100万円未満でも記載と。非常に金額が高額に設定されていると思います。木津川市におきましても、物品の管理については、3万円であったものを50万円まで上げたという経過がありますけれども、やっぱり、100万円というのは余りにも高額ではないかと。つまり、組合の財産の実

態がこれで、別表はもちろんあると思うんですが、金額が高過ぎないかなという気がするんですけれども、御見解を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 主幹。

○國子主幹 事務局の國子でございます。

酒井議員の1点目の質問について、お答えさせていただきます。

決算書の8ページ。歳入の雑入でございます。財務ソフトの使用料ということでございます。こちらにつきましては、本組合がリース契約をしております、同じ一部事務組合でございます、相楽郡西部塵埃処理組合と共同利用しているものでございます。

以上でございます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

酒井議員の2点目の質問でございます。決算書の21ページに財産に関する調書、2番の物品のところの取得価格の100万円以上ということであります。実は、この辺の関係につきましても、決算書等の様式等も確認した中で、物品も計上していかなければならないということで、昨年か一昨年ぐらいから追記した内容でありまして、100万円以上の根拠につきましては、精華町の決算書に、今のところ合わせていただいている状況でありますので、御意見を参考に、各市町村の状況も調べさせていただいて、別に、100万円以上を隠しているわけではございませんので、その辺は適正に記載をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 1件目はわかりました。了解です。

物品の管理については、当然、この組合が所有する物件、さまざまな物件は膨大な量になると思います。それを一々上げておったらきりがないと。書類だけでも大変な量になるということから限定されているわけですが、精華町がそういう形でやっておられると。ただし、別表が、先ほども申しましたけど、必要になってくると思います。それらについては理事会とか、また、議会に対しても適当なときに、年に1遍ぐらいは、紹介をいただけたらと。これは希望しておきます。以上です。

○議長 ほか、ございませんか。

西岡議員。

○西岡議員 それでは、3点ほど、質問いたします。

まず、決算書の14ページでございます。この中に、大谷処理場運転維持管理業務2億76万6,600円、こういって計上をされておるんですが、これは委託料とい

うことで、京都南部環境事業協同組合に支払いをされておると。これまでの経過からいきますと、先ほど、代表理事さんも言われましたように、平成17年に下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法ですね。合特法、これに伴って、いわゆる、代替業務として委託をされたと。私の聞きたいのは、代替業務として、いわゆる、2億76万6,600円の支払いをされておるわけでございますけれども、現実に17年から、大体2億円ですときてますね。ところが、し尿の搬入量はこの13年で76kL/日ですね。今は、もうその2分の1になってるわけです。本来なら、その委託料はずっと減るはずなんですね。ところが、同じ金額ですときてるということは、私は理解できるんです。理解はできます、なぜかという、合特法の関係で、いわゆる、下水道が普及することによって業者の仕事が減ると。したがって、それにかわる何かをしなきゃならんと。こういうことで、合特法の関係があるわけでございますけれども、したがって、私の言いたいのは、いわゆる、実質的な維持管理費は何ぼなのと。合特法に基づく対応の額は何ぼなの、これは明らかになるはずなんですね。その辺をまずお聞きしたいということが1点です。

それに関連しまして、そういうことで区別をしますと、合特法の関係でいきますと、いわゆる、分担金につきまして、11ページに各市町村の分担金載ってますね。本来は、合特法の関係は、搬入量が減ったら負担が増える、処理の関係は、多くなったら負担が多くなると。二つの負担の算出方法ね。変えなきゃいかんと、私は思うんですけども、この分担金の算定は、いわゆる、搬入量だけで算定されている。その辺がどうなのかということと。

もう一点は、これに関連してでございますけれども、広域のほうで、合特法の業務をやっておられるんですね、現実に。ところが、広域事務組合の規約によりますと、3条で、組合の共同処理する事務と規定されているんです。その中の、合特法が規定されていない、入ってないんです。だから、これらも含めて、本来検討する必要があるんじゃないかというふうに考えるわけでございますけれども。

この3点について、御説明よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。西岡議員から3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が決算書の14ページの衛生費の中の清掃費、し尿処理費委託料の関係の大谷処理場の運転管理2億76万6,600円、この関係でございます。この中で、実際の施設管理にかかる費用、それと、合特法でのそういった、このあたりはどのぐらいになってるのかということだと理解をしておりますが、実際のところ、先ほども、西岡議員から御指摘のありました、平成17年度から毎年1年契約で、京都南部環境事業

協同組合に随意契約で、大谷処理場の運転管理を委託しているのは事実でありまして、毎年、2億円程度の額は人件費から電力、薬品、水道光熱、それから、一番大きな経費が経年維持点検補修、要は機械修理ですね。これらのところで、一般管理費など消費税も含めまして、こういった額になってきているわけですが、この中にいわゆる、合特法の趣旨に準じた措置としての業務としてという言い方を、私どもはさせていただいている意味は合特法という、先ほど、御指摘のとおり、事務組合の業務にないわけですから、くみ取り業者、また、構成市町村、事務組合、この3者で広域事務組合の所管業務である大谷処理場の運転管理を業者の要望する業務として業務委託をしていると。こういう形で、10年以上経過したところでありまして、この額の適正執行につきましては、毎年、議会でも提案はさせていただいておりますけれども、人件費、電力、薬品等につきましては、必要な経費の積み上げでありますし、経年維持補修費の28年度決算では、6,800万円程度ではございますけれども、これも必要最低限の工事を見積もっております関係で、合特法の代替業務だからといって、不要な、余分な業務を与えているわけではないという御理解をいただきたいと思うんです。そういう意味からすれば、決算額に上がっております2億2,000万の額が5市町村で、大谷処理場でし尿・浄化槽汚泥を処理する経費として必要な最低限の経費という理解をしていただきたいということでございます、それが1点目でございます。

2点目は、分担金の関係でございます。西岡議員御指摘のとおり、考え方でいけば、そのとおりだと思いますが、一点目に申し上げたとおり、全額が大谷処理場に搬入されるし尿を処理する経費という理解で5市町村で分担金条例に従いまして、負担をさせていただいておりますので、この考え方で、特に問題がないと考えております。

3点目のほうですが、合特法との関係を共同処理する事務の中にあるということでございますけれども、趣旨に準じた形でやっておりますので、これを合特法に基づく、合理化事業計画の実施ということで、例えば、法に基づく、合理化事業計画を事務組合で立てようとなりますと、規約の共同処理する事務の3条のところに記載がないと、こういう形でできませんので、全国的には、法に基づく合理化事業計画を作成し、対象業者と協議を行いながら実施をしているところが大半ではございますが、相模地域においては、広域事務組合が窓口となって、過去から取り組んできたために、下水道のやっていない事務組合、いわゆる、し尿処理の中間処理施設をやっている事務組合ができることとなりますと、法に基づく合理化事業計画というのがつくれない状況がありますというところで、御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長 西岡議員。

○西岡議員 どうも、ありがとうございました。

1 点目がわからないんですよ。平成 17 年、2 億 3, 346 万 7 千円、その当時は、76 k L / 日ですね、これだけの量があったんです。それで、2 億 3, 300 万かかってるんですね。半分になってるんですよ。半分になってるのに、2 億、今。私はわかるって言ってるんですよ。業者との契約を見ますと、合特法のことを配慮して、その分も入ってますってなってるんですよ、合特法の関係で。したがって、量が減ってきたその分を、言うたら、業者に対して何らかの援助しなあかんわけやね。代替業務提供せなあかん。したがって、その分は、提供せないかんので、当然、同じぐらいの額になるということについては、私は理解できる。したがって、二つがあるんじゃないかと。実際にいった処理に必要な経費とそうでない経費があるはずなんです。いや、それはないという話やったですね、今。なかったら、半分になってるのに、同じほどの経費が何でいるんやと。この辺を説明してください。要るはずがないでしょ。

○議長 西岡さん、もう、1 点でいいですか。もう一回いけますけど、もう一点でまとめはったということですね。

○西岡議員 それで結構です。

○議長 主幹。

○國子主幹 西岡議員の 2 回目の御質問にお答えさせていただきます。

恐れ入りますが、この成果の説明書の 34 ページをごらんいただければと思います。こちらのほうには、大谷処理場の運転維持管理業務の委託契約額の比較表ということで、27 年度、28 年度の 2 か年の比較をしておるものでございます。約 2 億の金額の中に①の人件費から⑨の一般管理費まで、お示ししているとおりの内訳で積算をしておるものでございまして、西岡議員御指摘のとおり、搬入量は約 2 分の 1 になっていると。しかしながら、ほかのものがそれに比して減っていないという御指摘になるかと思えますけれども、その分を、あえて合特法の代替業務ということで、プラスして積算しているということではございませんで、仮に人件費でございまして、当初 7 人のものが現在、6.5 人という積算をしておるものでございますし、電力費も年々減少傾向ではございますけれども、やはり、基本料金というのが高压の場合、高い部分がございますので、従量制の部分の減り幅というのは、一定しれている部分があるということでございます。薬品費につきましても、必要に応じて、例えば、運転が少なくなれば、使う量は減ってまいりますけれども、細かい話になりますけれども、例えば、薬品でも増加するものがあるというのが事例として報告させていただきますと、いわゆる、浄化槽汚泥の搬入率が高くなってきておりますので、し尿のほうが減ってきていて、いわゆる、微生物が活性化しないということで、メタノールという、そういう薬品を当初よりは添加しなければいけないとかいうような部分があって、微減になっているという程度でとどまっておるとか。あと、特に⑦でいきますと、経年維持補修費というところにつきましては、特

に、ここ2か年度、26年度は5,000万円代でございましたけれども、やはり、13年度の供用開始以降、経年維持補修費というのもかさんできているというのが現状でございまして、その部分の積算をしておるところで、特に、⑦の経年維持補修費につきましては、3年に一度、一般財団法人の日環センターで査定をしていただいております、まず、一つには工事の必要性、その額の妥当性というものを見ていただいているというようなことで、設計をして契約に至っているということでございますので、西岡議員御指摘の部分、2分の1に減ってるので、額も2分の1に近づくという部分ではないのかなというものだとは思いますが、積算の内容につきましては、今申したとおりでございますので、合特分として、あえて、その分を積んでいるとかいうような状況はないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 西岡議員。最後ですから。

○西岡議員 処理量が2分の1になったから半分になるっていうようなことは言っていないんです。いわゆる、当時、2億3,000万が2億やと、これはおかしいんじゃないかと言ってる。私の言いたいのは、これ、積み上げ方式で委託料を出してるんなら何も言わないですよ。ああ、なるほどなって、一括委託でしょ、チェックされてないでしょ、一括委託。業者から出した明細でお支払いしてるんですよ。

その辺の説明してください。例えば、経年補修費6,600万、これを全部積み上げていった。

それともう一点だけ、合特法の関係で、いわゆる、お仕事をされているわけやね、現実。したがって、私は規約を改正する必要があるというふうに考えるんですけど、再度、その辺だけ御答弁ください。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、國子のほうから説明させていただきました34ページのほうには、2か年の比較表という形で毎年、当初予算のところで説明はさせていただいておりますけれども、施設自体がもう20年近くたってきて老朽化をしているということと、長寿命化の計画、基幹改良工事が2年後に控えているということで、実際、76キロの施設で、半分ぐらいの量ということではありますけれども、今度は、半分ぐらいの量の施設につくりかえますので、そのときは、人件費も薬品費も電力代もかなり軽減されると。その目標に向かって今進めておりますし、年々、⑦の経年維持補修で、傷んでいる箇所をちょっと多く修繕をしていかなければならないために、全体としては、総額が、量が減っても変わらないというように見えてしまうところがあります。経年維持補修もこの現場の京都南部環境事業協同組合のほうから、例えば、新年度にやっていただかなければならない工事、

大体総額2億ぐらいの見積もりが出てきてます。この2億の事業費の中で、SランクからBランクまで、100項目ぐらいあるんですけども、その見積もりが出てくるわけですけども、その優先順位は、御指摘のとおり、事務局で精査をさせていただき、3年に1回しか委託はできておりませんが、日本環境衛生センターにもチェックをかけさせていただいておりますので、そういった点で、決して、補償が入ってるから多額になっているということではないということ、再度申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかに、ございませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 今の続きというとおかしいんですけども、一般会計歳入歳出決算から触れるかなと思うんですけど、合特法という言葉の、そういう法律ができた利点として、今、西岡議員が言われました、いわゆる、量が減ってるのに、お金が同じように要するというように解釈したときに、じゃ、本当に、合特法として、当時、たくさん必要やったし、じゃ、今は何台稼働して、何台の補償が対象になっているのかというようなことが、わかれば答弁願いたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 尾崎議員の御質問でございます。

必要台数というところでは、実際のところ、相楽以外の例を申し上げますと、例えば、城南衛生管理組合は、1台減車するたびに、3,500万円の転廃交付金という形で、実際の必要台数というのをきっちり出されて、それに対する支援額が示されておりますが、相楽のエリアでいきますと、今のところ、大谷処理場を随意契約で委託していくという方式の中でやっておりますから、実際、1台減車をしていくら払うところがないものですから、実際のくみ取り業者が5業者、浄化槽業者で7業者が、それぞれバキューム車が20台以上持っておられますが、実際、各業者の統廃合も含めて、年に1回は業者と話し合いもしますけども、なかなか、そういうのに至ってないところで、この地域を実際に汲む以上に、バキューム車を保有されているということは事実あります。ですから、そういう意味からして、今後、次の大谷処理場の建設に向けた間、業者、そして、構成市町村、特に、下水道を取り組まれている市町、そして、事務組合がずっと窓口できておりますので、3者でその辺の整理を図って行って、尾崎議員の御質問にもちゃんと答えられるように整備をしてきたいと思っております。そういうことで、以上です。

○議長 尾崎議員。

○尾崎議員 今後、そのような、いわゆる、合特法にのっとる補償というんですか、いずれ発生していきますので、しっかり整理いただきたいと思うのと、この法律ができ

たのは、最初ですけど、いつごろからこういう法律のもとで、大谷処理場を含めた代替業務、その合特法ということの法律ですね。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 合特法の関係でございますけれども、法律自体は御承知だと思いますが、昭和50年の5月に法律はできております。昭和50年に法律ができて、全国的に下水道が進んできた。下水道は、当時は建設省ですか、国交省、それから、農業集落排水になると農水省、それから、浄化槽になると環境省、こういう3省がそれぞれ水洗化を図ってきた経過があるんですね。それで、50年に法律ができたんですが、京都府内においても、合特法に基づく合理化計画というのはなかなか立てられてない時期がありまして、実は、経過を見ますと、平成9年に、京都府においては、京都府企画環境部長、そして、農林水産部長、そして、土木建築部長、この3部長通知で各市町村、そして、一部事務組管理者あてに合特法に基づく合理化計画の策定ということで、通達が来ておりまして、それ以降、京都府内においても、特に、北部地域を中心に、合理化事業計画が立てられてきたというふうに、私ども考えておりまして、相楽地域での、初めて取り組みをさせていただいたのは、この地域での下水道は、平成4年の加茂町、そして、平成8年の山城町、そして、木津町と精華町が平成11年に供用開始されてまして、和束町が平成12年だと聞いておりまして、大体、そのぐらいの時期から、各くみ取り業者の営業収益といいますか、売り上げに影響を及ぼしてきたということがありまして、具体的には平成12年ぐらいから事務組合を中心に、こういった合特法の取り組みをしてきたという経緯がございます。

そういった経過の中で、たまたま、この処理場は、浅野工事株式会社大阪支店が建てたプラントでありまして、そこの浅野工事が直接委託を、この運転管理をしてたんですが、平成16年度に浅野工事が廃業になったんです、やめられた。そのタイミングでたまたま協議を進めていた合特法の関係で、当時のくみ取り業者が協同組合をつくられて、委託に移行したということですから、平成17年度からずっと京都南部環境事業協同組合に委託をして、代替業務の支援という形で、合特法の趣旨に準じた措置としての支援を広域事務組合から一括してさせていただいてきたという経過がございます。

以上でございます。

○議長 尾崎議員。

○尾崎議員 合特法、50年からそういう、今いう法律に基づいて適用されていると思うんですけども、その合特法によって、これはちょっとこの一般の歳出決算に反対とかそうじゃなしに、ちょっとお聞きしたいんですけども、関連してるんだと思うんですけども、じゃ、そのいわゆる、合特法の法律のもと、その仕事が減ったから違う仕事を、他府県ですけども、ちょっと答えんでもよろしいですけど、どういう仕事を適

材適所という形の中でもって、それを合特法の代替というような形で、仕事として持っていかれてるのか、全国的なお話になろうかと思えますけども、局長が知っておられる範囲でよろしいので、教えていただければと思います。これで最後の質問といたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 引き続き、尾崎議員の御質問でございますけれども、また、法律の話をして申しわけございませんが、平成6年3月29日付の国の通達がございます。タイトルが「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」という通達が平成6年3月29日に各都道府県あてにおりております。その通達によりますと、具体的に記載例が、参考例として示されておりまして、その参考例の中には、①ごみ処理業務、②下水道汚泥運搬処分業務、③下水道管路施設維持管理業務、④下水道施設維持管理業務、⑤農業集落排水施設維持管理業務、⑥道路清掃管理業務、⑦その他市町村が民間事業者に委託することができる業務ということで、⑦には、その自治体で出せるとか、考えられる業務が書かれてまして、こういった業務が例示をされておりまして、全国的にもやはり、くみ取り業者さんが自分のところのバキューム車等の機材を有効に活用できるような、そういった業務が、主に出されているような状況で、具体的には相楽管内の業者さんも大谷処理場の管理業務やごみ焼却場の業務とか、それから、下水道の管理業務等、要求されてきた経過がございます。

以上でございます。

○議長 ほかに、ございませんか。

宮崎議員。

○宮崎議員 決算書の16ページの消費生活センター運営経費について、お伺いします。

消費生活センターの全体的なことについて、ちょっとお伺いをしたいと思っているんですけども、数点お伺いいたします。

この間、消費生活センターの相談員さんや事務組合の職員さんの、本当に親切で丁寧な、困ってらっしゃる方からの御意見や御相談にすごく親切に応じてくださっていた。その姿、本当に敬意を表したいと思っています。そしてまた、さまざまな取り組みや講座なども開いていただいて、本当に水際でそういう犯罪にならない、そういうふうなことに巻き込まれない、そういった状況も多々あったということも、わかりますので、そういったことも、すごく評価をしているところでございます。

そして、質問に入りますけれども、成果の説明書の中の38ページ、このところに消費生活センターの相談件数を書いてあります。この中で、各市町村の電話や来所、どれだけの相談があったかというのは書かれているわけなんですけれども、各市町村ですご

く差があると思えました。この差を、事務組合としてはどのように判断をされているかということと、あと、ちょっと難しいのかもしれないんですけども、実際、被害に遭われているっていう、そういった件数が、警察のほうとの連携がもしもあるようでしたら、それがどのように反映されているのか。そういったことがまず1点目。

2点目ですけれども、先ほどと同じ成果のところの3ページ目のところに「平成29年度において廃止される予定である」、このように書かれているわけですが、監査委員さんからの意見の中に、4ページなんですけれども、ちょうど真ん中よりちょっと下に書いてあるんですが、「今後も、消費者行政推進の拠点として消費生活センターの充実に努められるとともに、各市町村とも連携して啓発活動等を通じたセンターの認知度をさらに高めていかれたい。」このような意見も述べられています。そういった点を考えて、私たちのすべき仕事としては、やっぱり、住民の生命と財産を守るっていうことで、大変大きな役割を果たされているのを、私は見えていますので、そういった観点から考えられて、今回のこの決算、また予算を組んでいかれるわけですけど、どのようにされていくか、お伺いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 宮崎議員の御質問でございます。

消費生活センターの関係でございますけれども、この成果の説明書、36ページ以降、消費生活センターの相談件数等の資料がございます。28年度の相談実績で575件、うち木津川市が375件、笠置町1件、和東町11件、精華町169件、南山城村9件、その他の地域で10件と、こういう形の、そういった市町村のばらつきの問題が御指摘だと思いますけれども、私どもも相談件数は、基本的には、人口比例をしているようなイメージは持っておるんですけども、特に東部町村にあっては人口が少ないがために、相談に結びついてない部分もあるし、地域に入らせていただいて、相談、また、情報提供をいただくように、出前講座等で、相談に至らなくても情報提供、特に高齢者の見守り等で、見守りされている方からの情報を寄せていただくというふうなお知らせとか、そういう活動は日々、やっておるんですけども、結果として相談件数の表にしますと、人口に比例をした形で上がってきているというのが現状でありまして、あくまで、全体で12万人の相楽地域で575件というのは、他の地域から見ても件数としては低いと思っております。そういう意味ではまだまだ知名度、PRが不足している部分もございますし、私ども、この評価といいますか、検証の中では、575名の相談の中には、同じようなトラブルを抱えている方というのがたくさんおられると、代表して、相談をされた方のお一人お一人の相談をしっかりと分析をして、国民生活センター、消費者庁のほうに報告することによって、全体としてこの地域の被害が防止されると。こういう思いで、日ごろ相談員、また、事務局も取り組んでおるところでございますし、関係市町

村の担当者の方も一緒になって、地域に入り、祭り等を通じてPRをしていただいているのが現状でございます。

そういった中で監査意見にもございますとおり、消費者教育や消費者被害の拠点になるというようなことではありますけれども、また、来年30年度の予算でも御提案をさせていただくことにはなりますが、国においては、消費者庁のほうで29年度で国の交付金は一定、終わるということで、これからは、5市町村の負担金、分担金でセンターを運営していかなければならないというところでは、引き続き、5市町村と協議をし、この地域の消費者力の向上を、そして、消費者被害を未然に防止するための活動、相談に応じる業務等、維持するために、私どもも一生懸命努力をしている最中でございます。そういう中で、30年度以降も継続して相談体制を構築し、さらに、高齢者の被害の防止、そして、子供たち、若い人たちの消費者教育にも力を入れていきたいということで、30年度に向けて、今、取り組んでいる最中でございますので、いろんな面で、議員の皆さんにも御支援を賜りたい、お一人お一人に、相楽にお住まいの方に相楽センターを活用していただくようにPRをしていきたい。また、お願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 今、答弁いただいたんですけれども、人口比で合致してればよかったんですけれども、人口比に合致しないぐらい本当に、東部のほうでは相談件数が少ない、そういった状況がわかりました。高齢化率を考えると、どうしても、高齢化率も高くて、高齢の方が被害に遭われることも多いと思います。そしてまた、高齢になられて、財産を失うということは、本当にあってはならないことでもあるので、このところの取り組みをやはり充実していただきたいというのが私の思いでございます。そういった点を考えてみますと、先ほど御答弁いただいたと思いますけれども、今後も引き続き、より充実した相談体制をとられ、そしてまた、啓発事業にも取り組んでいただきたい、そのように、私は思っています。

それで、子供たちの教育というのがとても大切でスマホの被害が、やはりすごく増えていますので、そういった点を考えましても、また、これは本当にだましてやろうとか、そういった感じで、犯罪ですので、詐欺行為は含まれてまいりますので、そういったことってというのは、ある意味たちごっこみたいになってきて、より高度により高度になってきているのが現実だと思います。そういった点を考えると、本当にこれで終わりっていう事業ではないと私は考えてますので、その点を重々考えていただきまして、今後の事業に結びつけていただきたいと思いますと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 大変、評価もしていただき、御提案もいただきましたので、5市町

村と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長 いいですか。ほか、ございませんか。

山本議員。

○山本議員 1 番、山本でございます。

成果の説明書のほうの 5 ページなんですけど、中段に財産収入が、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本、利子ですね。これで運営されているということになりますけど、こちらの基金なんですけど、こちらのほうの原資は何なのかというのを、ちょっとお尋ねしたいのと、そもそも、このふるさと市町村圏のほうは、一応、29 年度で廃止ですが、また、計画案をつくって継続されるという意向のようなんですけど、こちらのふるさと市町村圏計画によりますと、主な施策の方向性ですね。

○議長 山本議員に申し上げます。

この後に、ふるさと市町村圏振興事業特別会計の質疑を行いますので、今は、一般会計の歳入歳出の質疑ですので、次のときにしていただきたいんです。

○山本議員 一応、一般会計のほうにも項目は載ってるんですけどね。

○議長 今、事務局のほうから、そっちのほうで説明したいという申し入れがありましたので。

○山本議員 一般会計のほうにも書いてるんですけど。

○議長 わかりました。説明はします。

○山本議員 これからされますか。一般会計のところにも項目も載ってましたので。

○議長 わかりました。

ほか、ございませんか。

佐々木議員。

○佐々木議員 2 点お伺いをします。

1 点は、相楽会館の関係ですけども、附属資料の 16 ページに、平成 18、19 年度に相楽会館の今後のあり方について確認したと。再度、28 年度に幹事会で同じような方向で確認したと書かれているというわけです。ただ、この 10 年間の間に昨年度ですかね、いわゆる、障害者差別解消法が施行され、その 1 年前には京都府条例が施行されているわけで、この 10 年間でいわゆる、こういった合理的な配慮という考え方が大きく変わってるわけです。にもかかわらず、10 年前の同じ確認をしているわけです。この確認の背景には、こういった時代の変化だとか、また、高齢化の進展とか、または、2 階のトレイは、いわゆる、昔ながらのトイレですよ、現実問題としては。そういった洋式化とか改修だとか、そういったこともしないというふうに受けとめられるわけですけども、本当に、この決定というのは正しいのかどうかというのが 1 点目です。

もう一点は、監査委員さんにお伺いしたいんですけども、監査報告の 4 ページの一

番最後の4行、近年さまざまな業務が本組合に加わってきたがというふうに書かれていて、その2行目には、市町村側の全ての業務処理対応が難しいと考えられると書いてありますね。ここまで断言をされているわけで、となれば、これ二つの方法しかないですね。この事務組合のスタッフを増やして、市町村の業務に対応するか、もしくは、今ある業務の一部を市町村に返すか、どちらかしないと、いわゆる、やっていけないっていうことをおっしゃってるわけですね。これについて、そういう認識であるのかどうかということと、それじゃ、どうするのかという点について、お伺いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。佐々木議員から2点御質問いただきました。

1点目が相楽会館の関係でございます。成果の説明書、16ページのところです。この課題・問題点のところにもありますように、今後は、投資はしていけないで、最小限度の経費で運営をしていくというのが現状でございます。御指摘のとおり差別解消法と、福祉センター相楽会館という以上、バリアフリー等もしていかなければならないところがございますけれども、実質上、先ほども実績ありましたように、利用がほとんどない状況で、各市町村にホールが整っている状況の中で、理事会等でも確認された内容がこの状況でございますし、今後とも、そういった施設整備に経費をかけずに、御利用をしていただくと。こういう方針が決まっているところでございます。

2点目の監査意見のところは、監査事務局としての。

○杉浦副議長 それ悪いけど、議長、それやったら、監査委員事務局として当ててもらわな困る。ややこしなる。

○議長 はい。

○杉浦副議長 監査委員事務局として監査委員でなくても、監査委員事務局として、挙手してもらって答弁してもらったどうですか。

○議長 監査事務局。

○監査事務局 監査委員事務局の福田でございます。

監査委員の意見書の中の関係でございますけれども、一部事務組合、スタッフの関係がありますけれども、職員でいけば3人、相談員が3人、6人体制でやっておりますけれども、休日診療所、そして、消費生活センター、大谷処理場、そして、広域行政もろもろですけれども、その中で合特法の対応もやっておるわけですが、消費生活センター、先ほども、宮崎議員の御指摘の中に、12万人全ての消費者を守るのが広域事務組合ということになりますと、なかなか大変なことがありますので、できませんので、5市町村、また、関係団体と協力した中で、私とこでできる範囲というのは相談業務、主には相談業務、休日診療では休日の診療といった形で、5市町村の御期待全てには応えられてない状況がありますので、各市町村と、そういったところの機能分担をしながら

ら、連携しながら相楽全体としての広域的な行政を進めていくと、そういう御指摘であったと理解しております。

以上でございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 相楽会館のほうは、しかし、貸館事業として続けるということを決定する以上、それは誰もが使えると。利用機会が少ないというのは事実としてあるとしてもね、誰もが利用できるということも前提となってしまうわけですね。その点から、私が申し上げたわけで、これはもう使用しないと、貸館として使用しないと、別の用途として転用するんだということであるんだったら、例えば、事務所とかですね。事務所として貸すとかいうようなことにするのであれば、それは、福祉センター的機能はなくてもいいという、ある意味ね、そういう意味になってくるんでいいんですけども、この28年度の合意というのは、今の状態で貸し続けるということを前提にしているわけですからね。その関係での矛盾点が出てくるんじゃないかということは指摘しておきたいと思いますし、その点は、いろんなことが起こってからではやっぱり困りますからね。判断はすべきだろうとは思いますが。

2点目は、わからないでもないですけど、今の、局長の答弁からすると、この監査意見を受けて、5市町村に対しては、事務組合に期待したいけども、全部が無理だろうから、うちで若干引き取ってもいいよという方向に今後はいくという理解でいいのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 1点目の相楽会館の関係でございますけれども、廃止も含めた検討の結果、投資はしない状況の中で利用をしていただくというのが、今の現状でございますので、利用の団体にあつては、駐車場は、今、京都府のほうでお世話になったりとかですね、照明が暗い状況でありますよとか、マイク施設はこうですよ、エレベーターありませんという状況の中で利用していただいている状況ですので、今後、また、検討はしてはいきたいと思いますが、そういった利用状況、設備の条件を提示しながら、利用者に対して利用していただいているのが現状であります。

○議長 監査委員事務局。

○監査事務局 監査委員事務局、福田でございます。

スタッフ、事務組合のほうは、理事会のほうでも現体制で今の規約の業務の中身を推進するという方針でございますので、今後、第3次の計画を進めるに当たって、新たな共同処理する事務が5市町村、協議で出てきたときは、また、5市町村とも協議をさせていただいて、事務局体制も考えていただきたいとは考えておりますけれども、現体制でできるところは、各市町村の消費者行政、休日診療、そういった健康管理全てを受け

られるような状況ではないということを、事務局でも考えておりまして、そういったところの監査意見であるということを、再度申し上げたいところです。

○議長 いいですか。

ほか、ございませんか。

なければ、これで、認定第1号の質疑は終わります。

続きまして、認定第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

先ほどの続きを、山本議員、お願いいたします。

山本議員。

○山本議員 1番、山本でございます。

今の意見にも最終的にはつながるんですが、まず、一般会計を、今、質問でありましたように、全ての業務が現在の職員の数では処理対応は難しいというのを最後の質問にしようという前段で、こちらのほうの、ふるさとのほうを持ってこさせていただいたんですが、先ほども言いましたように、そもそもこちらの基金の原資ですね。これをお尋ねして、原資によって、この基金があります。この基金の目的ですね。それによって、ふるさと市町村圏振興事業というのがほぼ決まってくると思うんですが、この決まってくる中で、中間案として出ております計画の中、こちらのほうでは、方針といたしまして、四つ、大きく載っておりますが、四つといいいますか、丸括弧いろいろあります、その(2)で、防災・消防・救急体制という項目があります。ところが、この広域の事務組合の所管業務、目的には、このような消防とか、所掌事務としては載ってないんですよ。それから、どんどん、事務としてふやしていったら、最終的には職員では対応できないという形になってるので、一つお伺いしたいのは、先ほど言ったように、基金の原資、そして、使う目的、さらに、このふるさと圏域をまだ継続をするということで、計画を立てておられますが、それについて、これから、一部事務組合としてされるんなら、事務組合の規約も変更するかどうか、そこら辺の考え方を、お伺いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 山本議員の御質問です。ふるさと市町村圏の今後のあり方みたいなところの質問だと思います。

7億円につきましては、平成4年度、5年度の2か年に分けまして、構成市町村から6億3,000万円、それと、京都府から7,000万円の補助金、それぞれ市町村のほうは出資金でありますけれども、あわせて7億円を事務組合がお預かりをして、そのお預かりをして、安全かつ有利な銀行等にお預けをして、その利息で、従来は計画に基づくイベント等のソフト事業をやってきた経過がございますが、ここ数年は、先ほども計画の第3次で説明をしましたとおり、休日診療所、消費生活センターが5市町村で、

広域でやっていこうということになった以降は、ソフト事業等は休止をしながらやってきた経過があります。第3次の計画の中に盛り込んだ、先ほど御指摘の救急体制とか、消防のことももちろん入っておりますけれども、私どもで、主に担うところというのは、休日応急診療所関係でございます。そういったところの業務をしっかりやっていくということで、今後、第3次の計画の実行段階になりましたら、ソフト的な事業につきましては、まだ、どういう事業をやるというのは、この段階では決まっておりますが、30年度の予算計上に向けまして、5市町村と十分協議をして、どういう事業が、相楽一体的に取り組んでいったらいい事業かというところを、いろいろと5市町村と協議をしながら、事務組合のほうも進めていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長 山本議員。

○山本議員 一応、こちらをさらに進めていきたいということなんですが、所期の目的から外れるというか、所期の目的から逸脱するような形ですので、この機会にもう一度、この3次計画を継続するかということも含めて検討されたらどうかなというふうに、私は思うんですが、そうでないと、そもそもの基金の目的も逸脱するような気がいたします。そして、その中で、先ほど話がありましたが、防災・消防ではなく、主に休日医療をメインにしていきたいという話なんですが、そういたしますと、こちらの第3次計画の見直しも必要ではないかと。このように思うんですが。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 再度の山本議員の御質問ですけれども、一応、第3次計画をつくるにあたりましては、5市町村と十分協議をした中で、今後もふるさと市町村圏事業が今後5年ですね、第3次計画に基づく内容を推進していくと。こういう確認のもとやっておりますので、実際に、その利息、今、ゼロ金利時代ではありますけれども、その利息をもって、どういう事業をするか。原資そのものを各市町村からお預かりしております関係がありますので、その辺の取り扱いを変えようとしたら、組合規約もちろん変更、各市町村議会の議決も必要になってきますので、今、そこまでの議論は進めておりませんけれども、とりあえず、現時点では、30年度から始まる第3次計画を推進していくというのが、現時点での方向性でございます。

○議長 いいですか。

ほか、ございませんか。

西岡議員。

○西岡議員 山本議員と関連をする案件になるんですけども、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画ですね。これを読ませていただきました。大変、立派な計画になっておるわけでございますけれども、私が言いたいのは、結局、財源の関係ですね。これは、

構成市町村からの積立金6億3千万円ですね。これの運用益と、京都府の7,000万のいわゆる運用益ですね、これが、財源ということになるのではないかというように思うんです。そうしますと、これ、立派な計画ですけども、財源はそれだけ。しかも、これから、平成30年度から計画を進めるにつけて、これからパブリックコメントをやるってね、これを市民にざっといきますとね、何と立派な、何と、こういうことをやってくれはんねやなって、こうなるんですよ。私は過度の、市民に対しての期待を与えるような計画は余り好ましくない。したがって、もうちょっとやはり絞って、これ5年間ですね。10年やない、15年やないんです、5年なんですよ。したがって、もっとやはり現実味のある、いわゆる計画に、すべきやと、余りにも、総花的やと私は思うんです。しかしながら、何かいろんな事情があるようでございますので、近く、担当課長ですね、この計画の策定に当たって、いろんな議論されたというふうに思ってるわけで、どんな議論をどういう形でされたのか。その結果、こうなったのかと。この辺の経過について、詳しく説明をまず、していただきたい。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。西岡議員の御質問でございますけれども、行政報告でも、私のほうからさせていただいたとおり、5市町村の協議の結果、事務組合といたしましては、今後も、この5市町村、広域事務組合が相楽圏域という、広域行政を維持しながら、さらに、従来の計画の理念を継承しながら、今、実態に合った形の優先順位をつけた中で、事業を着手していきたいという思いで計画をつくっております。全ての業務は、事務組合が主体となってやるものではなくて、事務組合が主体となった業務というのは、説明にも申し上げましたとおり、本組合理約に定められた共同処理事務を中心に、私どもはやらせていただき、その他の業務につきましては、各市町村、また、関係団体と共同でやらせていただきます。

それから、利息の範囲につきましては、先ほども、決算のところで説明しましたとおり、平成28年度決算では、5年定期の満期の部分で700万円程度の定期積立をした関係もございまして、実は、7億円以外の余剰金の部分が1,500万円程度あります。この1,500万円程度の余剰金、いわゆる、基金。7億円以外の基金が1,500万円程度あるんですが、これを5か年で分割しながら約300万円程度になりますが、5市町村で、一番、優先順位の高い相楽5市町村の一体感が保てるような事業に使っていききたい。こういう思いで、具体的に、どういう事業かというのは、30年度予算で提案をさせていただく予定にしておりますが、そういう考え方でございます。

○議長 西岡議員。

○西岡議員 財源の関係は1,500万円、年間300万円程度、こういう話でございます。私の言いたいのは、それはわかりました、財源。ただ、それにしても、5年間

でこれだけの事業、余りにも総花的で、5年間という期間でいくと現実味がないんじゃないかと。もう少し絞るべきだということを言っておきます。余りにも過度の期待を市民に与えるということは、私は嫌なんです。いうふうに思うわけです。その辺は、どうなんですか。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 今、いろいろ御指摘いただいていますけれども、そういった意見も参考にしながら、理事会、そしてまた、市町村の担当職員とも十分調整をしたいと。そして、やっぱり管内の多くの人たちの期待に応えられるものについては、どうだということも徹底的に、これから、今までもやっていますけれども、議論していきたいと思います。

○議長 ほか、ございませんか。

佐々木議員。

○佐々木議員 特別会計決算認定も若干クエスチョンがつくもんですから、質問させていただきます。

5ページの真ん中あたり、休日診療所の件なんですけど、この意見書を見ると、休日診療所は採算が取れないって書かれているんですね。だから、もっと広報を強化して利用度を図れと同時に、セーフティーネットって大事けれども、同時に各市町村での健康づくりと連携してやれと。こういうことが書かれているわけです。ただ、休日診療所というのは、もともと採算を取るためにやる事業ではないですよ。結果として、そういうこともあり得るかもしれないけども、採算を取るのを目的としてやる事業じゃないです。しかも、この附属資料の55ページでは、休日診療所に来られる53%が小児科、0歳から19歳、要するに二十未満の方が54%を占めまして、当地域では、いわゆる、夜間の小児診療も、病院の協力でやってるわけですよ。にもかかわらず、朝の時間帯、9時から10時に4割の方が来るわけですね。ということは、いわゆる、健康づくりという観点ではなしに、やはり、前日の夜に行ったけどまだ治らないとか、状態が悪くなってる、特にお子さんたちの救急対応として望まれているわけなんですよ。この資料から見れば、そう読み取ることができます。なのに、なぜ、採算性だとか、また、健康づくりっていう点を指摘するのがわからないです。今後も、こういう採算性とか健康づくり。健康づくりやること自身は否定しませんよ。けども、休日診療所のところで、書かれると、いわゆる、健康づくりやって、休日診療所は、かからんようにせえよというふうに聞こえてしまうんでね。その辺については、やはり分けて考えなきゃならないと思っています。この点、こういう観点で、今後、休日診療所の運営というか判断をされることは非常に心配ですので、その辺の見解を。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 佐々木議員の御質問でございます。

休日応急診療所につきましては、長年の懸案でできた事業でございます。2次診療という意味では、京都府事業で山城病院組合と、それから、学研都市病院で小児救急をやっておられますが、あくまで、2次医療の関係でございます。休日におけます1次医療を担うのが、この休日診療所でございます。その意味からしまして、この運営の経費、患者さんの診療報酬を除く部分の全てが構成市町村の分担金になることから、事務組合の思いとしましては、やはり、患者さんに休日診療所があるという存在をPRして、1次診療の部分につきましては、利用促進をしていきたいという思いで、一部事務組合という性格上、各市町村の分担金をもって運営している関係で、構成市町村の負担金をなるべく少なく考えていこうとなりますと、そういったような健康づくりのところで、休日診療所のPRを我々が、職員が少ないので、行けませんので、各市町村の事業でもって、休日診療所の存在を各市町村からお知らせをしてもらおうと、そういう意味合いでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 誤解のないように申し上げておきます。PR不足だからってという理由はあるんです、それは。けども、その上に収支状況が書かれているので、そうすると、収支をとんとんにするために、わざわざこの休日診療所に行ってくれよみたいな話になってしまう、この文章からいくとね。なってしまうので、そうじゃないでしょと。あくまでも、第1次医療機関として、要するに、医療機関が普通の開業医さんが休んだときにかかっていたら、問題ないよといって安心して帰る方もいれば、やっぱり、これは重篤だからといって、山城総合医療センターとかに回される方もいるわけですね。だから、そういう本来の目的に沿って使うがための、そのための存在自身が知られてないという認識だったら、それはわかります。PR、利用増っていいんだけど、あんまり収支の関係で聞かされると、それは違う意味になってきますので、その点は、今の答弁では、特に収支を重視しているということではないようです。要するに、負担金を考えた上での話ということです。安心しましたが、初めから、収支目的の施設ではないので、この辺はまず間違えないようお願いをしたいと思います、なければ結構ですが、あればお願いします。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 また、最後は、答えてくれたらよろしいけども、この休日応急診療所にも、非常に相楽医師会の先生方も御苦労、御努力いただいています。ただ、今の時代、本当にこれでいいのかという、患者側もやっぱりもう少し慎重なお言葉もほしいな。というのは、こういう場で子供さんに対する何とか診てやりたいけれども、あなたはそれの資格がありますかと言われたら、もう萎縮をしてしまうということで、必ず、毎休

日には小児科の先生が同席されるとか、できたらいいわけですがけれども、なかなか医者の配置がうまくいかないと。私は内科専門です。それ以外の患者は受けられませんと言わざるを得ない。そういう状況の中にあるという。やっぱり、患者さんを患者さんとしてそれぞれの市町村の中で高齢のお医者さんは小児科であろうとお年寄りであろうと、いろんな診察をし指導されているわけですがけれども、お若い先生は専門性があって、非常にそういう面ではもっと患者さんが受け入れできるにもかかわらず、それがなかなか進まないという経営上の課題があるということの御理解だけいただきたい。

○議長 ほか、ございませんか。

なければ、これで、認定第2号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

なければ、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって認定第1号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

○木村代表理事 ありがとうございます。

○議長 次に、認定第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決については、挙手によって行います。

原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって認定第2号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

ただいまから、16時25分まで休憩いたします。

(休憩)

○議長 16時25分になりましたので、会議を再開いたします。

日程第6、議案第6号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成29年11月27日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

まず、広域圏、休日診療所及び相楽会館の分担金の固定的経費の負担割合につきましては、現行、市町村割100%であります。固定的経費を共通経費分と直接経費分とに分類し、共通経費分を市町村割100%、直接経費分を人口割100%とするものです。

次に、消費生活センター分担金につきましては、固定的経費のうち、共通経費分を市町村割100%、直接経費分を人口割100%とし、運営的経費を人口割50%と相談件数割50%とするものです。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願いいたします。

終わります。

○議長 補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第6号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

まず、今回の条例改正に至りました経緯や検討経過を申し上げます。

現在の分担金の負担割合につきましては、平成20年度分担金から適用したものでございまして、既に10年が経過し、構成市町村におけます人口動態の変化や、この間、消費生活センターや休日応急診療所の共同処理事務がふえたことなど、10年前と比べまして本組合を取り巻く状況も変化してきてございます。

これらのことから、平成28年度から市町村財政課長会議において議論を進めてまいりましたが、「平成30年度の分担金の算定に向けて引き続き協議を進めること」となりまして、本年度に入りまして、4月、8月、10月の課長会議、また、理事会におきましては、10月に議論を進めてまいりました。

本日、提案を申し上げます改正案につきましても、このような議論を踏まえまして、取りまとめて提案するものでございます。

それでは、改正内容の説明につきましては、2 ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容は2点ございまして、1点目は、改正前の第2条第1号及び第2号でございます。規約第3条第1号、第3号及び第6号に要する経費とありますが、第1号は広域圏、第3号は相楽会館、第6号は消費生活センターの業務でございます。また、規約第3条第2号（エ）に要する経費とありますのは、休日応急診療所に関する経費でございます。これらの固定的経費の負担割合を改正するものでございまして、改正前は市町村割100%、いわゆる、5市町村で均等に割っていただく形になります。これを共通経費分と直接経費分に区分をいたしまして、共通経費分は従来どおり、市町村割100%といたしまして、新たに直接経費分を、人口割100%とし、改正するものでございます。

なお、共通経費分とは、議会費、理事会費、一般管理費、公平委員会費、監査委員費及び予備費のことございまして、組合運営に必要な経費全般でございます。また、固定的経費の直接経費分といいますのは、この固定的経費から共通経費分を除いた経費となります。

2点目の変更でございますけれども、改正後の第2条第5号では、消費生活センター分担金のうち、運営的経費の負担割合につきまして、現行の人口割100%としてありますものを人口割で50%、そして、相談件数割を50%と改正するものでありまして、これを行うことによりまして、より受益に応じた負担を各市町村からいただく形になります。

次に、1ページに戻っていただきまして、最後、附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行し、平成30年度分の分担金から適用するものでございます。

また、関連します規則改正（案）を参考資料1としまして、組合規約等を参考資料2として、添付をさせていただきましたので、参考にごらんください。

なお、これらの改正によりまして、現行からは、木津川市及び精華町が増額となり、笠置町、和束町、南山城村が減額となるものでございまして。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

佐々木議員。

○佐々木議員 趣旨には別に反対じゃないんですが、確認したいのは、共通経費分と直接経費分というのは、日本語として非常にわかりにくいんですよね。今の説明を聞いて

て、私は、この前いたからわかるんですけども、これ、どこかの規則等において、はっきりと、今、局長がおっしゃったように、共通経費分の定義をして、それ以外を直接経費分というふうに明確にしておく必要というのはないんですか。あるんじゃないかと思うんですがいかがですか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

佐々木委員、御指摘でございます。

条例の中では共通経費分とした定義はございませんので、参考資料1として、規則改正を提案させてもらってますけれども、また、内部的に調整をさせていただいて、もし、規則で定義ができるのであれば、その辺はさせていただいて、より明確に誤解のないようにできるように考えていきたい。このように考えております。

○議長 ほか、ございませんか。

なければ、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第6号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○木村代表理事 ありがとうございます。

○議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり、慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。御苦労さまでした。

(午後4時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 高味 孝之

会 議 録 署 名 議 員 西岡 政治

〃 酒井 弘一